## 変更案

## 地域計画

策定年月日	令和7年1月23日
更新年月日	令和7年11月 日
	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名	御殿場市
(市町村コード)	22215
地域名	印野地区
(地域内農業集落名)	(印野、堀金、時上、時中、時下、小木原、高畑)

- 注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	44.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	44.9 ha
② 田の面積	13.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	13.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	5.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.9 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
  - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
  - 3:4については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
  - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
  - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
  - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み、後継者不在の農地が地域の農地の約3分の1の面積となる。地区内には養鶏の認定農業者はいるが、営農は地区外で行っている。地区外からは認定農業者(個人2経営体と法人1経営体)が参入している。 ほとんどの農地が、高齢の農業者の自作により管理されているため新たな農地の受け手を確保する必要がある。 地域を活性化させるため「農村ROM」的な取り組みが必要。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:3経営体(うち50歳代以下0人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体、主な作物:いも類、野菜、果樹

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稲栽培面積は少ないが、畑作による「さつまいも」や野菜、キウイフルーツなどの果樹が栽培されているので、産地化を図り、特産物として栽培方法を確立する。

樹空の森周辺の施設を有効利用し観光農業を展開する。

農業関連企業の誘致を目指す。

- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
  - (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの農地貸付けを進め、担い手への農地集積・集約を基本とし、農業を担う者により農地利用を進める。 農業関連企業の誘致も検討する。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経覚を覚む者)に対する豊田地の集積に関する日標

(2)担い子(効率的がラ女足的	は柱呂を呂む石川に対	9 る辰用地の未慎に関する日保	:
現状の集積率	40.5 %	将来の目標とする集積率	80 %

	(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標						
	担い手が利用する農地面積は、平均607a						
	団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)						
	地域の農地を皆で管理するシステムの確立を進める。						
3	農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置						
	(1)農用地の集積、集団化の取組						
	農地中間管理機構を活用して、地域外からの担い手や新規就農者を中心に農地を集積・集約する。						
	(2)農地中間管理機構の活用方法						
	地域の農家の合意形成を図り、地域全体の農地を中間管理機構に貸し付け、法人を立ち上げ、貸し付けた農地を一						
	括で借受け、自作希望農家には、特定農作業受委託契約を締結することにより営農を行ってもらう。残った農地は、						
	法人が直接管理して行く。						
	(3)基盤整備事業への取組						
	必要に応じ、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備事業を実施する。						
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組						
	法人が認定農業者となり、社員を置き直接経営を行うとともに、他地区からの担い手や自作希望農家に対しては、法						
	人と特定農作業受委託契約を締結する。						
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組						
	JAにも法人の賛助会員として加わってもらい、事務の支援や地域内での農業技術指導等を委託する。						
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)						
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等						
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他						
	【選択した上記の取組内容】						
	⑦耕作継続が困難な農地については、多面的活動組織等が主体となり、多面的機能支払交付金制度を活用しつつ						
	農地の保全管理に努めていく。						
	辰地の休主官理に労めている。						
	辰地の休主官珪に劣めている。 						
	辰地の休主官理に劣めてい。 						

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

		現状				10年後					
農業を担う者 (氏名・名称)	5%1人			(目標年度:令和 16 年度)							
		(氏名•名称)	経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	経営作目等	経営面	ī積	作業受託 面積	目標地図 上の表示
認農		酪農	0.1	ha		酪農	0.1	ha	ha	27	
認農		施設野菜	0.3	ha	ha	施設野菜	0.3	ha	ha	57	
認農		露地野菜	17.8	ha	ha	露地野菜	17.8	ha	ha	58	
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha	·		ha	ha		
				ha	ha	·		ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
計	0経営体		18.2	ha	0.0 ha		18.2	ha	0.0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
  - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積 を記載してください。
  - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
  - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
  - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。
- 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

## (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。